

名張市広報広告掲載取扱基準

(目的)

「名張市有料広告事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、名張市が発行する広報なばりに掲載する広告の取り扱いに関する基準を定める。

(広告の規格)

広告の規格は次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦52mm・横114mm(結合枠:縦52mm・横231mm又は、
縦107mm・横114mm)
- (2) 色 単色(黒色)
- (3) 形式 PDF・AI

(広告の枠数)

広告の枠数は、各号4枠とする。(2枠を結合し、1枠としての利用も可)
また、同一広告主の広告は各号1枠までとする。

(広告の位置)

広告の位置は、各号最終ページ5段及び6段に設置する。

(広告の掲載期間)

広告の掲載期間は、毎年5月から翌年4月までに発行する広報なばり(年間24回発行)を対象とする。

(広告掲載料)

広告掲載料は1枠25,000円(税込)、2枠結合の場合は50,000円(税込)とし、1回の申し込みで掲載枠数が12枠を超える場合、12枠毎に1枠分の掲載料を減額する。

(広告掲載料の納入)

広告掲載料の納入は1回の申し込みにおける広告掲載料を市が指定する日までに納付しなければならない。なお、1回の申し込みで複数枠の掲載を申し込む場合は、分割して納入することができる。

(広告の申し込み)

広告掲載の申し込みは実施要綱第6条の規定に基づくものとし、次に掲げる書類及びデータを掲載希望号の発行日30日前(該当日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までに市へ提出しなければならない。

- (1) 有料広告掲載申込書(様式第1号)
- (2) 広告原稿(データ)

(3) 法人又は団体の概要がわかる書類

(4) 誓約書兼同意書

(広告原稿の作成)

広告原稿は原則、広告主が自ら用意するものとする。

(広告掲載の決定)

広告の枠数を超える広告掲載の申し込みがあった場合、「名張市有料広告事業実施要綱」第7条第2項の順位が同順位の場合は、広告掲載期間内で掲載希望枠が多い広告主からの申込を優先するものとする。ただし、順位を決定し難い場合は、抽選により決定するものとする。

(広告原稿の修正)

広告原稿の修正は、次に掲げる項目に該当する場合、市から求めるものとし、これに従わない場合はその広告は掲載しない。

(1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(2) その他修正の必要があると認められるもの

(付則) この基準は、平成19年3月16日から施行する。

(付則) この基準は、平成20年1月25日から施行する。

(付則) この基準は、平成21年5月28日から施行する。

(付則) この基準は、平成22年1月28日から施行する。

(付則) この基準は、平成23年1月24日から施行する。

(付則) この基準は、平成25年2月4日から施行する。

(付則) この基準は、平成29年4月1日から施行する。

(付則) この基準は、平成31年3月1日から施行する。